

NPO法人の保証取扱いについて

1. 対象者

次の要件を満たすNPO法人が対象となります。

- (1) 従業員数（雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれません）

業種	従業員数
製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

- (2) 資本金

資本金の要件はありません。

- (3) 業種

特定非営利活動に係る事業またはその他の事業、法人税法に基づく収益事業または非収益事業に関わらず、保証対象業種を営んでいることが必要です。

業種判定については、収入形態（事業型収入、寄付金等収入）を問わず、具体的な事業や活動項目に着目し、日本標準産業分類に基づいて判定します。

2. 利用できる保証制度

一部の保証制度を除き、原則として全ての保証制度が利用可能です。

【利用出来ない保証制度の例】

- ・ 小口零細企業保証制度
- ・ 創業関連保証
- ・ 創業等関連保証
- ・ 経営革新関連保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証等
- ・ 中小企業特定社債保証

3. 責任共有の対象

特別小口保険も含め、原則として全ての保証が責任共有の対象となります。

【責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証の例】

- ・ 経営安定関連保証（セーフティネット保証） 1号～6号
- ・ 災害関係保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証

4. 信用保証料

原則として、「信用保証料弾力化」の対象となります。ただし、活動計算書に代えて収支計算書を提出している場合（タイトルが活動計算書でも中身が実質的に収支計算書である場合を含む）、作成方法によっては、保証料率区分⑤となります。

なお、保証料割引の適用は以下の通りです（制度により取り扱いが異なる場合があります）

有担保割引	会計要領割引	会計参与割引
○	×	

5. 保証申込時の必要添付書類

通常の申込書類に加えて、以下の書類が必要です。（NPO 法人専用申込書はありません）

- | | | |
|-------------------------------|----------|---------|
| ・ 事業報告書 | ・ 貸借対照表 | ・ 活動計算書 |
| ・ 財産目録 | ・ 年間役員名簿 | ・ 社員名簿 |
| ・ 確定申告書（確定申告を必要とする NPO 法人の場合） | | |